

○江田島市空き家バンク制度設置要綱

令和2年7月17日

制定

改正 令和2年11月16日

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市における空き家の情報提供を行い、空き家の有効活用を通して、市民と市外居住者の交流拡大及び定住促進による地域の活力維持と増進を図るため、空き家バンク制度について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 市内の住宅、店舗、倉庫等の建物のうち、現に利用していない一戸建ての建物をいう。
- (2) 所有者等 空き家に係る所有権又は売却若しくは賃貸しを行うことができる権利を有する者をいう。
- (3) 空き家バンク制度 空き家の売却又は賃貸しを希望する所有者等から申込みを受けて登録した情報を、市内への移住又は定住を目的として、空き家バンクの利用を希望する者として登録した者(以下「利用者」という。)等に対して提供するシステムをいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、空き家バンク制度以外の空き家の取引を妨げるものではない。

(登録の申請)

第4条 空き家に関する情報を登録しようとする所有者等は、江田島市空き家バンク登録(内容変更)申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による登録の申請があったときは、その内容を確認の上、空き家バンク登録台帳に登録するものとする。

3 市長は、前項の規定により登録をしたときは、その旨を当該所有者等に通知するものとする。

4 市長は、第2項の規定による登録をしていない空き家で、空き家バンク制度によることが適当であると認めるものについて、当該所有者等に対して、この制度による登録を勧めることができる。

(登録事項の変更)

第5条 前条第2項の規定による登録を受けた所有者等（以下「空き家登録者」という。）は、登録事項に変更があった場合は、速やかに江田島市空き家バンク登録（内容変更）申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更の申請があったときは、速やかにその内容を確認し、空き家バンク登録台帳に記載するものとする。

(登録の取消し)

第6条 空き家登録者は、登録を取り消そうとする場合は、空き家バンク取消届出書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、次のいずれかに該当するときは、当該空き家登録を取り消し、空き家バンク取消通知書（様式第3号）により当該空き家登録者に通知するものとする。

(1) 前項の規定による届出の内容が適当であると認めるとき。

(2) 当該空き家の売買契約又は賃貸借契約が成立したことを知ったとき。

(3) 当該空き家に関する所有権その他の権利に異動があったことを知ったとき。

(4) 空き家登録から2年を経過したとき。ただし、空き家登録者の更新の意向を書面により確認したときは、この限りではない。

(5) その他市長が当該空き家登録を適当でないとしたとき。
(利用者)

第7条 利用者の要件は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 空き家に定住し、又は定期的に滞在し、本市の自然環境、生活文化等に対する理解を深め、地域住民と協調して生活できる者

(2) 空き家に定住し、又は定期的に滞在し、経済、教育、文化、芸術活動等を行うことにより地域の活性化に寄与しようとする者

(3) その他市長が適当とした者

2 空き家バンクの利用を希望する者は、江田島市空き家バンク利用登録（内容変更）届出書（様式第4号）及び誓約書（様式第5号）に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による届出があったときは、利用者台帳に登録し、その旨を当該利用者に通知するものとする。

(利用者に係る登録事項の変更)

第8条 前条第3項の規定による登録を受けた利用者は、登録事項に変更があった場合は、速やかに江田島市空き家バンク利用登録（内容変更）届出書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更の届出があったときは、速やかにその内容を確認し、利用者台帳に記載するものとする。

(利用者の登録の抹消)

第9条 利用者は、利用者台帳の登録を抹消しようとするときは、江田島市空き家バンク利用登録取消届出書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用者台帳の登録を抹消するとともに、その旨を当該利用者に通知するものとする。

(1) 第7条第1項各号に該当しないこととなったとき。

(2) 空き家を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められたとき。

(3) 届出内容を偽って登録したことが判明したとき。

(4) 利用者から登録抹消の届出があったとき。

(5) その他市長が適当でないとしたとき。

(情報の提供等)

第10条 市長は、適切な範囲内で、空き家バンク登録台帳に登録された情報（空き家登録者の個人情報を除く。）を市ホームページへの掲載、空き家バンク登録担当課での空き家バンク登録台帳の閲覧その他の方法により公開するものとする。

2 市長は、必要に応じて、利用者に対して、空き家バンク登録台帳及び利用者台帳に登録された情報の一部を提供するものとする。

(空き家登録者と利用者の交渉)

第11条 市長は、空き家登録者と利用者との空き家に関する交渉及び売買、賃貸借等の契約については、直接これに関与しない。

(利用者への定住支援)

第12条 市長は、利用者の本市への定住を支援するため、市内の生活情報、習慣その他利用者が必要とする情報を提供し、又は助言することができる。

2 市長は、前項の規定による情報の提供又は助言については、適当と認める個人、団体又は法人に委託することができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年7月17日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行前に江田島市空き家バンク制度設置要綱（平成25年江田島市告示第49号）の規定に基づきなされた申請，登録その他の行為は，この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（令和2年11月16日）

この要綱は，令和2年11月16日から施行する。

様式第 1 号から様式第 6 号まで 略